

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
近江八幡市	日吉野町	令和3年3月12日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.4ha
②アンケート調査等に回答した38/40名の地区内の農地所有者耕作面積合計（改良組合員）	28ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計（個人経営者）（8名）	8.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計（個人経営者）（5名）	4.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.7ha
（備考）	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、中心経営体が引き受ける意向のある面積は、70歳以上の後継者未定の面積はクリア出来そうだが、地区内の耕地面積を考えると新たな農地の受けての確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

日吉野町集落の農地利用は、中心経営体であるA・Bで経営を担う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2人	水稻、麦、大豆	11 ha	水稻、麦、大豆ほか	18.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付等の意向

中心経営体への貸付等の意向確認がされた農地は、6.7haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

日吉野町を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸付けていく。

基盤整備への取り組み方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図る為、日吉野町において、農地の大区画化等に取り組む。

災害対策への取り組み方針

寒乾害、高温実害の被害防止の為、JA・普及所の指導を仰ぎ対策を進める。